

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月1日
照会部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部
照会担当者 サービス推進・お客様相談グループ
(一般職) 大竹 正勝
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-304	遡及給与改定に伴う賞与支払届の取扱いについて
------------------------	------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 業務部労務管理課より照会

- ・職員は国(防衛省)に雇用され、在日米軍基地等で勤務する。
- ・給与は国家公務員に準じるため、人事院勧告も準じて適用される。

昨年12月に支払済の賞与について、人事院勧告のマイナス分を含めない金額で支払いをしたため、結果、賞与は過払いとなり当該差額については2月分(3月上旬払い)、3月分(4月上旬払い)の給与で調整・精算(減額)する。

提出済の賞与支払届について

2月分と3月分で調整・精算することは、給与規程等に元々定められているものではなく、例年は11月下旬から12月上旬に国(防衛省)と米軍で人事院勧告の内容に準じて協議を行い「附属協定改定」に調印後、賞与が支払われてきた。

よって、例年は賞与の支払日に間に合っていたため今回のような精算も起これず、訂正ということにもなり得ない。

今回は調印が遅れたため、12月の賞与の支払いに間に合わず2月分、3月分の給与で精算・調整が行われる。(平成22年2月26日締結予定)

※附属協定

駐留軍等労働者の勤務条件等は日米間の労務提供契約により定められているが、その内容を改正する手段として日米間で締結する取り決めのことである。

平成 19 年 12 月 11 日 社会保険庁運営部医療保険課課長補佐事務連絡

「賞与が分割支給された場合における賞与支払届等の取扱いについて」

(問2) 給与改定が遡及して行われ、賞与の差額支給が行われたときは、原則、分割支給された場合と同様に、本来、支給されるべき日に支払われた賞与として標準賞与を決定し、保険料を算定する。

ただし、当該差額分を他の手当等の支給と合わせて計算する規程等がある場合については、当該手当等の支給として算定されることになる。

上記（問2）の回答における給与改定の前提は、追加支給を想定したものであることから、ただし書き以降の「当該差額分を他の手当等の支給と合わせて計算する規程等がある場合については、当該手当等の支給として算定される」の「他の手当」＝2月分・3月分の給与として考えても、今回の事例は追加支給でなく減額の調整であるため提出するべき届書も無く、12月支給済の賞与支払届の訂正で対応するべきと思われますが、差し支えないでしょうか。また、訂正の届出を提出する時期は、3月分の給与支払後で差し支えないでしょうか。

(回答)

今回の事例は追加支給ではなく、過払い分の調整である為、貴見のとおりとして差し支えない。また、訂正の時期は調整後の3月分給与の支払後として差し支えない。

回答日

平成 22 年 3 月 15 日

回答部署名

厚生年金保険部適用企画指導 G

回答作成者

田畠 奈津子

連絡先

メールアドレス

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上